○環境省令第二号

民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第五項第四号チ及び第十四条第五項第二号ハの規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十三日

環境大臣　細野　豪志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の六第一項第二号イ中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第三条第五項第十二号、第五条の四第六号イ、第五条の十一第二項第八号、第六条第二項第六号、第六条の二十四の八第四項第十七号、第六条の二十四の九第一項第一号、第九条の二第二項第十一号、第十条の十第一項第二号イ、第十条の二十三第一項第二号イ、第十一条第六項第十二号、第十二条の十第六号イ、第十二条の十一の十二第二項第八号及び第十二条の十二第二項第六号において同じ。）」を加える。

第三条第四項第六号中「住所」の下に「（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。第五条の十一第一項第六号、第六条第一項第七号、第六条の二十四の八第三項第七号、第九条の二第一項第七号、第十一条第五項第六号、第十二条の十一の十二第一項第六号及び第十二条の十二第一項第七号において同じ。）」を加え、同条第五項第十二号中「住民票の写し」の下に「（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。第五条の十一第一項第六号、第六条第二項第六号において同じ。）」を加える。

第六条の二十四の八第四項第十七号中「登記事項証明書」の下に「（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。第九条の二第二項第十一号、第十一条第六項第十二号、第十二条の十一の十二第二項第八号及び第十二条の十に第二項第六号において同じ。）」を加える。

第十条の十第三項第二号、第十条の二十三第三項第二号及び第十二条の十の二第二項第四号中「登記事項証明書（」の下に「同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。」を加える。

様式第六号を次のように改める。

様式第六号（第九条の二関係）

（第1面）

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年　月　日

都道府県知事　殿
（市　長）

申請者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）		
事務所及び事業場の所在地	事務所	電話番号
	事業場	電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量		
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所ごとの所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ		
※事務処理欄		

（日本工業規格　A列4番）